

豊田都市計画土地区画整理事業の変更（豊田市決定）

都市計画豊田花園土地区画整理事業を次のように変更する。

名	称	豊田花園土地区画整理事業		
面	積	約 22.4 ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹 線 街 路	3・4・117 八橋駅前線	
	上記都市計画道路を基幹とし、地区内の生活道路となる区画道路を適宜配置する。 また、歩行者の導線、安全性を確保するため、特殊道路を適宜配置する。			
	公園及び緑地	街区公園を、地区面積の約3%以上の面積を確保し、誘致距離等を考慮しながら適宜配置する。		
	その他の公共施設	本地区の施行に伴う下流河川への負担軽減を図るため、調整池を配置する。		
宅地の整備		街区の規模としては、短辺30m～35m、長辺70m～120m程度を標準とするとともに、各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。